こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和８年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和８年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- ■ 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- ■ 共働き・共育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第１号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- ■ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ■ 児童手当（R6.10～）　■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

＊支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）**。

③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。

④ 政府は、**令和６～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。

⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。

- **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
- **令和８～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和８年度概ね6,000億円、９年度概ね8,000億円、10年度概ね１兆円）**
- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること　等

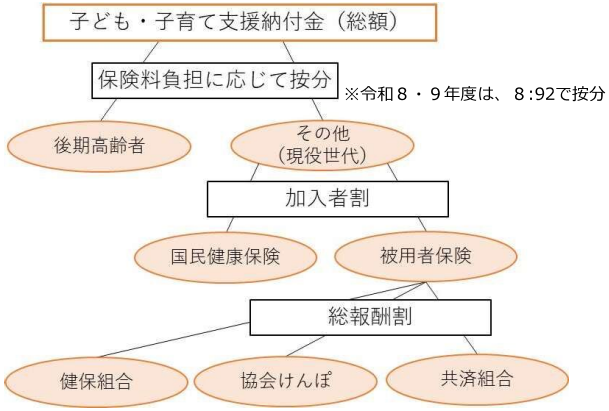

【医療保険各法等】

① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度とは①

（子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性）

○　子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

○　少子化・人口減少が危機的な状況にある中、**「こども未来戦略」**（令和５年12月22日閣議決定）**において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。

○　こうした**大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要**があります。
　子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和８年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。**歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率**（国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合）**が上昇しないようにします。**

（若い世代の結婚・子育てを応援するもの）

○　支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ**、また、支援金を充てる事業による**０～18歳までの間の平均的な給付拡充（累計）は約146万円**となります。つまり、**子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援**するものとなります。

○　支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てる**ものであり、**医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度とは②

（全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義）

○　高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる**給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義**を持ちます。

　拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。**

○　また、**企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益**となります。

　支援金制度の構築を、**歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、事業主負担にも配慮**しつつ、さらに、**令和８年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行**させる枠組みとしています。

（支援金の使途）

○　このように、**企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては**、

- **医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ**、
- 事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、
- **対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てる**こととし、

児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えて**こども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるもの**としています。

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額
（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額１兆円＋公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の**医療保険料負担総額**により按分

後期高齢医療制度とそれ以外

後期高齢者【8.3%】※Ｒ10見込み。Ｒ８・９は８％（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度
（現行制度に準じた低所得者への負担軽減あり）

国保と被用者保険の**加入者数**により按分

国保と被用者保険

2,500万人

国保【23%】

7,400万人

被用者保険【68%】

3,000億円程度
（現行制度に準じた公費投入及び低所得者への負担軽減あり）

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人	2,700万人	940万人
協会けんぽ【30%】	健保組合【28%】	共済組合等【10%】
3,900億円程度	**3,700億円程度**	**1,300億円程度**

（労使折半）

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

事業主が0.4兆円程度を拠出

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和８年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。注１
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（７割、５割、２割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。注２
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。注３

注１　被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。
注２　未就学児の５割分は公費負担とし、未就学児の残りの５割分及び６歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。
注３　以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。
・　医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
・　国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
・　国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
・　都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
・　国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
・　国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
・　後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
・　後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり医療保険料額（令和３年度実績）（②）	（参考）①／②
	令和８年度見込み額	令和９年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	**250円**	**350円**	**450円**	9,500円	4.7%
被用者保険	**300円**（参考）被保険者一人当たり450円	**400円**（参考）被保険者一人当たり600円	**500円**（参考）被保険者一人当たり800円	10,800円（参考）被保険者一人当たり17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円（参考）被保険者一人当たり400円	350円（参考）被保険者一人当たり550円	450円（参考）被保険者一人当たり700円	10,200円（参考）被保険者一人当たり16,300円	4.3%
健保組合	300円（参考）被保険者一人当たり500円	400円（参考）被保険者一人当たり700円	500円（参考）被保険者一人当たり850円	11,300円（参考）被保険者一人当たり19,300円	4.6%
共済組合	350円（参考）被保険者一人当たり550円	450円（参考）被保険者一人当たり750円	600円（参考）被保険者一人当たり950円	11,800円（参考）被保険者一人当たり21,600円	4.9%
国民健康保険（市町村国保）	**250円**（参考）一世帯当たり350円	**300円**（参考）一世帯当たり450円	**400円**（参考）一世帯当たり600円	7,400円（参考）一世帯当たり11,300円	5.3%
後期高齢者医療制度	**200円**	**250円**	**350円**	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（＊）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

＊令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4％であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2％として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（＊）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。

＊年収600万円は上位約5％、800万円は約2％に該当。年収1,000万円は上位約1％に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（＊）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。

＊年金収入300万円は上位約5％に該当。年金収入400万円以上は上位約1％に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）